

令和2年7月20日
高齢化対策審議会
資料3

**次期計画の構成のたき台における
主な変更点**

滋賀県健康医療福祉部

感染症や自然災害に対応できる体制づくり

現状・課題

・新型コロナウィルス感染症により北海道や富山の高齢者施設などで集団感染が相次いでいる。一方、目下の令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風（東北や関東を中心）に死者・行方不明者94名・住家の全壊3,273棟等）をはじめとする風水害、平成29年熊本地震（マグニチュード6.5、死者157人）など、毎年のように自然災害が頻発している。さらに、新型コロナウィルスに限らず感染症が自然災害と複合的に発生することが想定される。

・高齢者は感染症にあっては重度化のリスクが高く、また災害からの避難にあたって配慮が必要になることが多い。
・加えて直接的な被災がなくとも、災害に伴つての孤立化やフレイルの進行などがみられることがから注意が必要である。

施策の方向と取組

○目標とする姿

- ・感染症や災害等が発生しても、介護施設や在宅において高齢者が引き続き必要なケアを受けられる。
- ・災害が発生しても、高齢者がその住居等から適切な避難ができ、避難できずになり残されることがない。
- ・感染症や災害等により、地域の助けを得られず孤立する高齢者がいない。

○取組方針

- ・介護施設における感染症対策や防災の取組を促進・支援します。
- ・市町とも協力しながら、災害発生時に高齢者が適切に避難できるように体制づくりに努めます。
- ・災害の発生により地域とつながりを持たず孤立する高齢者が発生しないように、あらかじめ地域の支え合いの体制づくりを促進します。

1 事業所における対策

- ・施設ごとの災害リスクに応じた避難計画の作成と訓練の実施を支援
- ・県において実施している総合防災訓練への参加等を通じ、大規模な災害が発生した際の広域避難など、単独の施設では困難な災害対策にも対応できるよう支援
- ・避難確保計画の作成対象となる要配慮者利用施設に対し、実地指導等の機会を利用し、計画の作成を支援
- ・災害時に適切な対応が取れるよう、介護職員等が自然災害や感染症に関する正しい知識を習得することを支援
- ・風水害などの自然災害だけでなく、感染症にも対応した物資を確保

2 地域における対策

- ・市町における避難行動要支援者名簿に基づいた個別の要支援者の支援計画の策定や、要配慮者利用施設の避難計画の整備の支援
- ・地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時からの避難誘導体制の構築
- ・在宅療養患者の災害時におけるケア体制の整備
- ・平常時からの、在宅療養を支援する多職種によるネットワーク活動の促進、地域における見守り・支え合いの体制づくりを促進
- ・市町が設置する避難所において要配慮者への適切な配慮が行われるよう、避難所における、感染症対策への助言・支援
- ・避難所における、避難生活に必要となるマスクなどの必要な物資の備蓄、ダンボールベッドやパーテーションの備蓄
- ・災害福祉支援ネットワークの構築と災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置運営

介護職員の確保・育成・定着等の推進

これまでの取組

- 多様な人材の参入促進
 - ・退職シニア等介護未経験者に対する入門的研修の実施
 - ・関係団体と連携した職場体験、インターンシップの機会提供
- 市町等が行う人材確保等の取組への支援
- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 障害者、外国人に対する介護職員初任者研修の実施
- マッチング機能の強化
- 介護・福祉人材センターのマッチング機能の強化
- 合同就職説明会の実施
- 地域、学校等における対話型交流会の開催、ハローワーク等への出張相談

介護職員の 確保

- 多様なニーズに応じた研修制度の創設(滋賀の福祉人養成研修)
- 喀痰吸引等医療的ケアができる介護職員の養成
- 介護職員実務者研修等の受講支援
- 介護支援専門員の質の向上
- 研修体制の構築等
- キャリアに応じた研修制度の創設(滋賀の福祉人養成研修)

介護職員の 育成等

- 多様なニーズに応じた研修制度の創設(滋賀の福祉人養成研修)
- 喀痰吸引等医療的ケアができる介護職員の養成
- 介護職員実務者研修等の受講支援
- 介護支援専門員の質の向上
- 研修体制の構築等
- キャリアに応じた研修制度の創設(滋賀の福祉人養成研修)

介護職員の 定着

- 新任、現任職員への定着支援
- 新任職員の定着促進(合同入職式、研修会・交流会の開催)
- メンター制度の導入支援、現任職員の相談ダイヤルの運用
- 労働環境の改善
- ワークライフバランスの推進、管理者研修の実施
- 働きやすい職場づくりを行う事業者の登録・公表制度の創設
- 働きやすい職場づくりを行う事業者の登録・公表制度の創設

介護現場の 業務改善

- 業務改善による生産性の向上
- 介護口ボット、ICTの導入支援と活用事例の普及
- 業務の工程分析と業務方法書の作成支援と好事例の普及
- 申請や指導等における文書量の削減

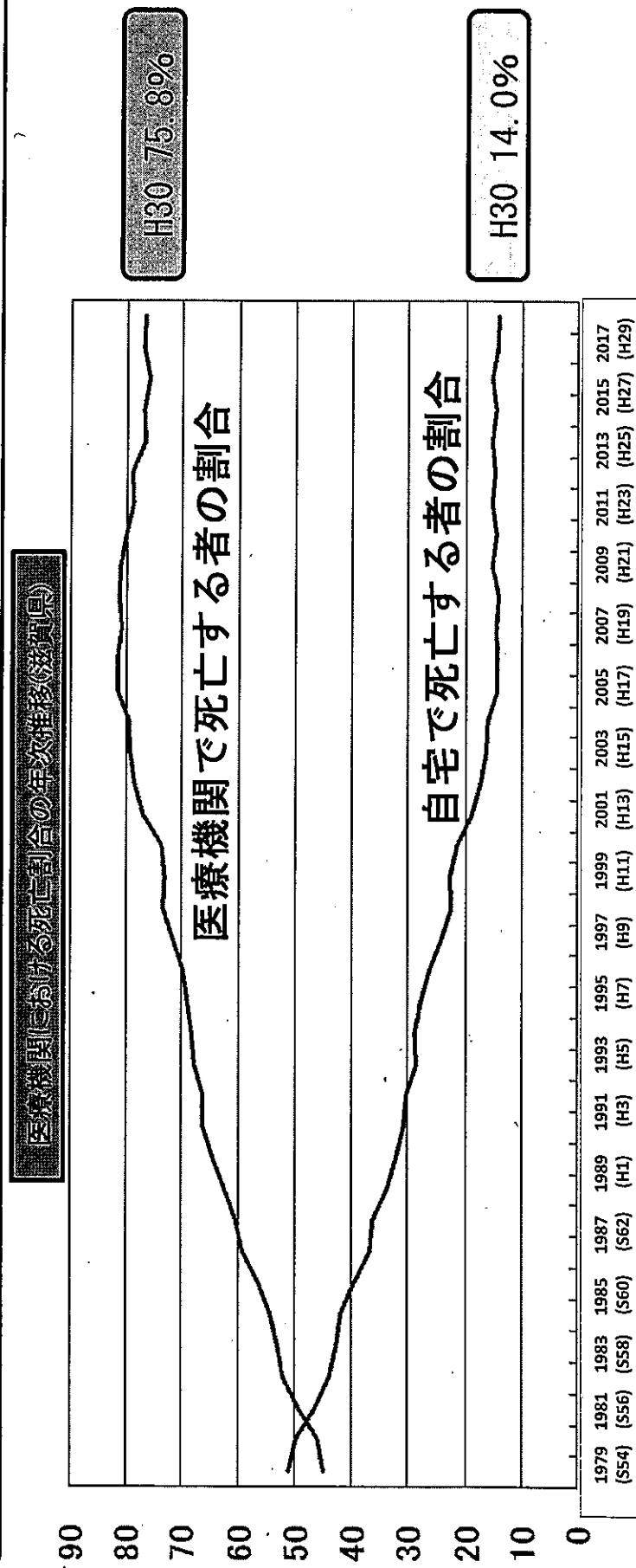
県民一人ひとりが自分らしい満ち足りた最高の時を迎える 「QOD」(クオド)の取組について

資料3-3

議論の背景

- 病院死の増加・在宅死の減少・・・1973年の老人医療費支給制度による老人医療費の無料化や、医療技術の高度化により生命を保つだけ維持することを念頭に置いた延命治療が可能となつたことなどを背景に、医療機関で死亡する者の割合は年々増加し、1981年に自宅で死亡する者の割合を上回り、2004年以降は約8割を占める状況
- 世帯構成の変化・・・高齢者単身世帯4万4千世帯(8.3%)、高齢者夫婦のみ世帯5万2千世帯(9.7%)
- 高齢者の増加とともに、死者も13,082人(2017年)から18,349人(2047年)に増加する見込み
- 認知症高齢者数の増加・・・認知症高齢者は約5万4千人(2015年)から10万6千人(2040年)に増加する見込み※

※「レーカディア滋賀高齢者福祉プラン」(平成30年3月)各年齢ごとの認知症有病率が上昇すると仮定して滋賀県において推計したもの



出典:「人口動態統計」(厚生労働省) 世帯構成は平成27年(2015年)国勢調査

議論の背景(続き)

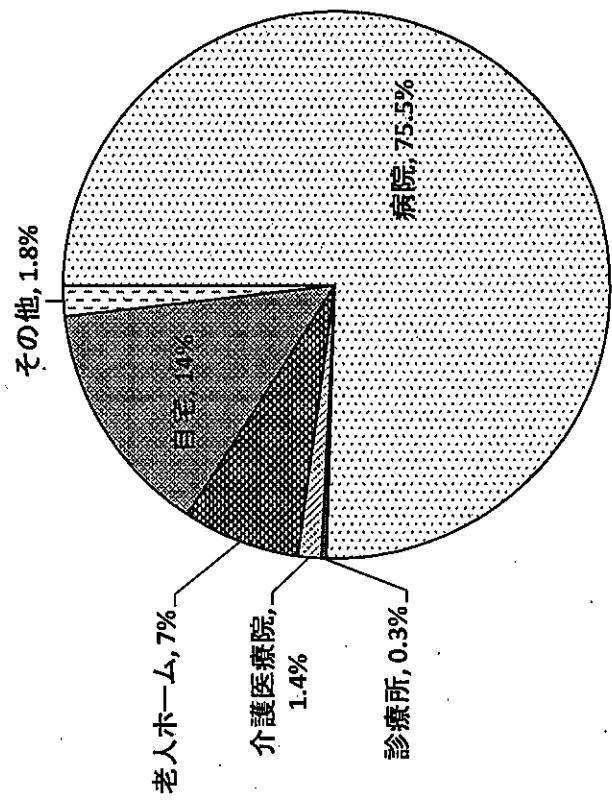
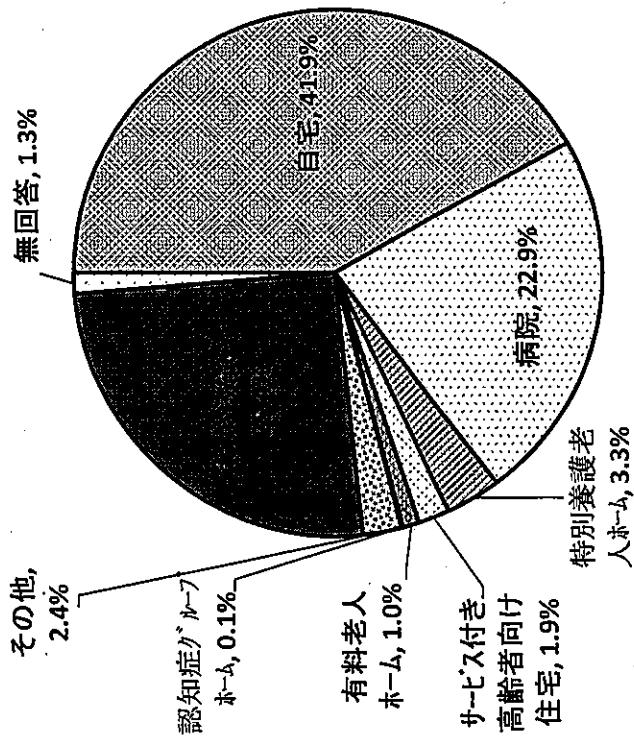
- 死を迎える場所の理想と現実のギャップ…県民の41.9%は自宅で最期を迎えたいが、75.5%は病院で亡くなる

滋賀県の看取り 理想と現実のギャップ

どこで最期を迎えるか?



実際に最期を迎える場所

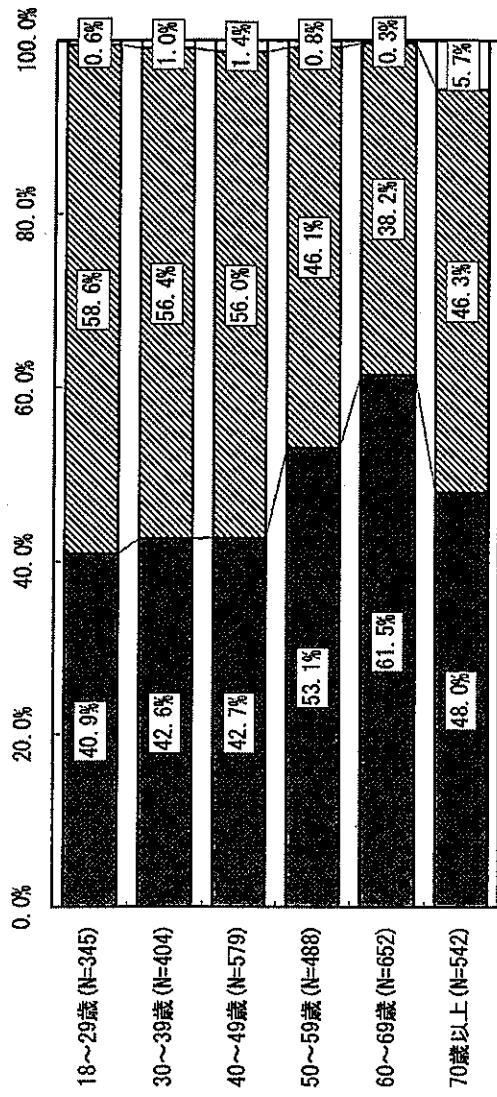


(左グラフ) 滋賀の医療福祉に関する県民意識調査(令和元年度速報値)
(右グラフ) 平成30年滋賀県死亡数(場所別)厚生労働省人口動態統計を元に作成

議論の背景(続き)

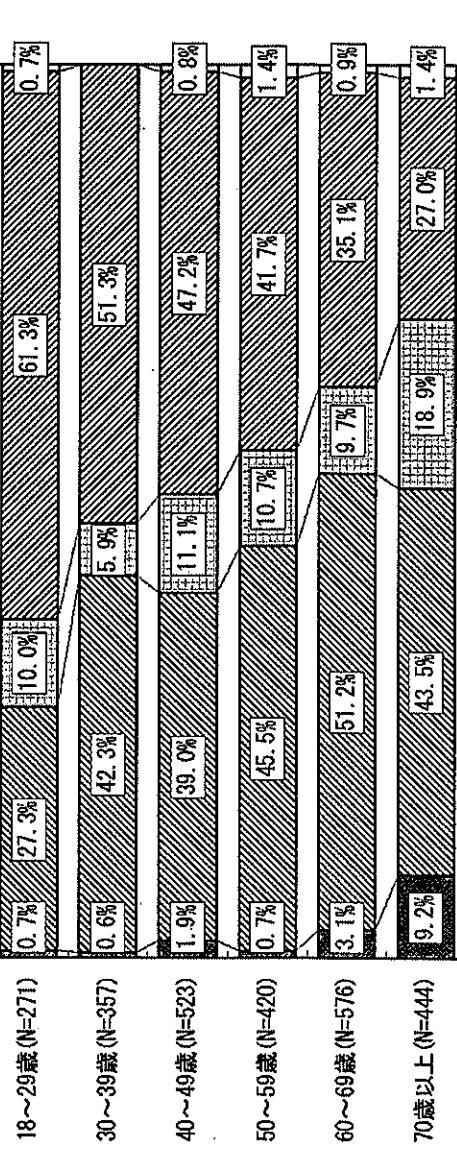
- 「どこで最期を迎えたいか?」という間に對して「わからぬい」が25.4%となり、人生の最終段階の迎え方にについて話し合った経験がない方も多いなど、本人が望む「死」の在り方にについて県民自身の考え方が深まっているとはいえない。

人生の最終段階の迎え方にについて話し合った経験



■ある □ない 口無回答

エンドイングノートの作成意向



■ある □ない 口無回答

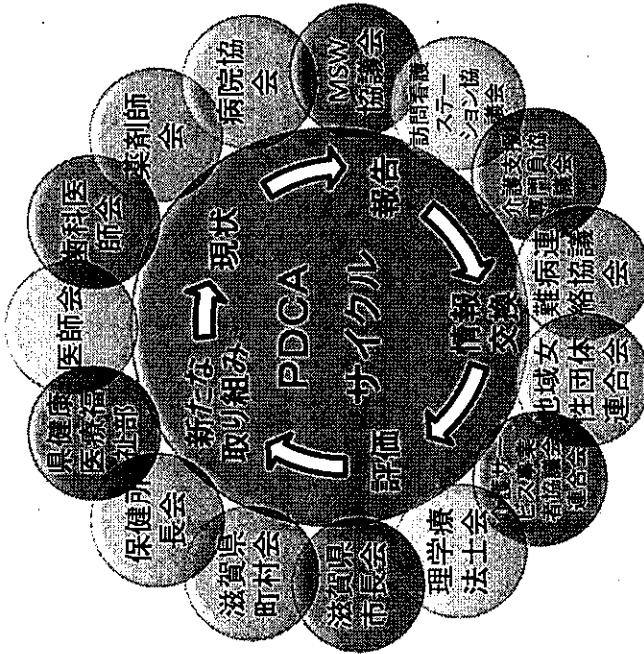
- 万が一に備えて、治療や介護、葬儀方法などの希望を予め書いておくエンドイングノート(遺言ノート、マイライフノート等ともいう)を知っているか尋ねたところ、「よく知っている」「なんとなく知っている」方が65.0%となつており、また、「名前だけは聞いたことがある」を加えた割合が86.1%となるなど認知度は上昇している。
- 他方、エンドイングノートを知っている方について、作成の経験や作成意向を聞くと、「考えていらない」「書くつもりはない」とする方も一定数いる。

組合のまでの流れ

- 自宅などの本人が望む場所での療養や人生の最終段階における看取りを可能とするためには、在宅医療提供体制の整備や、医療と介護の連携などが必要であることから、これまで、
 - ◆ 推進体制の構築…在宅医療等推進協議会
 - ◆ 在宅医療提供体制の整備…医師、看護師、介護職等への研修、セミナー等により人材の確保・育成
 - ◆ 医療・介護の多職種の連携強化…二次医療圏域（保健所）単位で顔の見える関係づくり、多職種研究会などの取組を行つてしいる。

卷之三

滋賀県在宅医療等推進協議会



卷之三

■在宅医療セミナーの開催(予算:2,579千円)

- 県医師会との共催で在宅医療に携わる医師の増加および医師一人当たりの訪問診療対応患者の増加を目指したセミナーを開催。
 - 介護職員の看取り介護技術向上研修等の実施(予算800千円)
 - 最期の時は、病院で延命されるのではなく、自宅や住居に近い施設で穏やかに死を迎えるためには、介護職員の看取り技術の向上も重要
 - 施設看取りに向けた検討会、研修会やグループワークを滋賀県医師会大學生や看護協会老人福祉施設議論会に委託実施するども[二]に滋賀県医師会大學生や看護協会老人福祉施設議論会に委託実施するども[二]に

■住み慣れた地域での看護・看取り推進事業(予算:565千円)

- 二次医療圏ごとに多職種・関係団体と日常生活から人生最終段階のケアに至る支援の現状共有・課題抽出・対策の検討を行い、地域特性に応じた支援体制づくりを行っている。

卷之三

県内50か所(おおよそ旧町単位)で、在宅医療福祉にかかわる多職種・多機関が定期的に現状を持ち寄り、課題共有と今後の対応に関する研究会を開催し、自らの学習と併せて住民啓発をも視野に入れた活動を行っている。最近のテーマとして医療や介護との向き合い方(意思決定支援)を取り上げ、多職種協働で支援する機運が高まりつつある。

課題

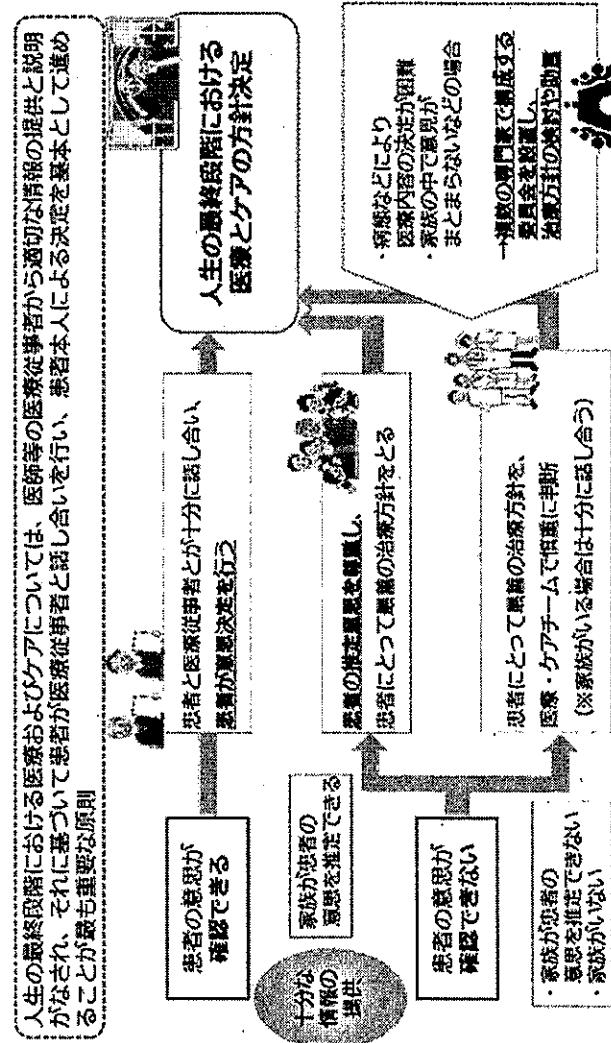
- 本人が望む「死」の在り方にについて、県民自身の考えが深まっているとはいえない。県民が自分が望む「死」について、タブーとせず話し合う機運の醸成が必要
- 「死」の在り方だけではなく、そこに至るまでよく生きる「生き方」についても、人生の最終段階(*)に至る時間を、可能な限り長い時間、前向きに、自分らしく精一杯生きるために、元気なうちから、県民一人ひとりが考える必要がある。

- 人生の最終段階の医療とケアという側面からは、本人と支援者が医療・ケアの在り方、延命処置、最期を過ごす場所(自宅、施設など)に関する対話を繰り返しながら本人の尊厳を尊重した医療・ケアが提供できるよう、意思決定支援(アドバイス・ケア・プランニング:ACP)を行うことが必要。

(*)「人生の最終段階」とは、単に身体的生命の状態ではなく、個人それぞれの人生全体を見渡して、その終わりの時期をいう。【出典:朝日新聞】

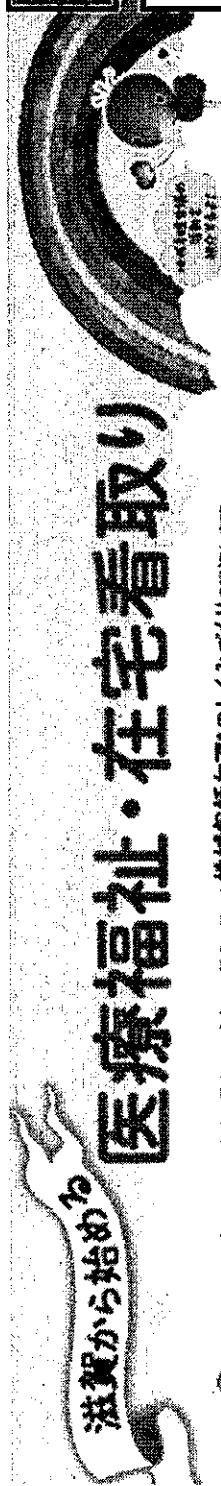
- 厚生労働省においても、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」を定めるとともに、アドバイス・ケア・プランニングの名称がわたりにくくして、愛称を「人生会議」に決定し、普及・啓発を行っている。

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」 方針決定の流れ(イメージ図)



今後の施策の方向性

- 県民が自分が望む「死」について、タブーとせずに話し合う機運の醸成のため、「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」の場を活用して、エンディングノートや、終末期の意思決定支援について、普及・啓発を行っていく。
 - あわせて、在宅医療等推進協議会の場において、「死の質（Quality of Death: QOD）」についての議論を行い、県民が自分らしく、満ち足りた最期を迎えるため、関係者が取り組むべき事項について明確化していく。



（1）研究会名を立ち上げた上で開催まで安心して暮らせるよう地域包括ケアのしくみづくりを推進します。

（2）医療福祉の専門職、NPO・NGO・市民の行政事務の貢献者がお互いに連携・協働できる「読める関係づくり」を目指します。

（3）医療福祉における医療基盤に取り組む様々な「懇親会（懇談会）」等との連携・協力をしています。

（4）医療福祉に対する理解度に向けた局主的な取り組みと実績を行っています。

※ 地域連携センターとは、
地域連携・介護・福祉サービスを始めたときの生産性支援サービスが
地域連携センターで運営するものであります。
お問い合わせは03-5900-0101にかけてお問い合わせください。

月1回のワーキンググループ会議について、令和2年度は、年6回を県内各市町で実施し、患者団体や家族の会などに呼び掛けで、満ち足りた最期を迎えるために、どのようにしたいか話し合う場にしていく。

令和2年度の県民フォーラム
は人生最期の時をテーマに、
パネルディスカッションや講演などを実施

多職種を対象として、意思決定支援や成年後見制度等についての講演・グループワークを開催する。

(参考)令和元年度は群馬県萬田緩和ケア診療所の萬田医師により在宅での看取り事例の講演を開催

